

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和8年4月30日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
高橋 裕幸	高橋ひろゆき後援会	令和6年12月31日
本郷谷 健次	市民と本郷谷けんじの会	令和7年8月15日
海津 勉	新しき世代の会	令和8年3月15日
鈴木 哲也	鈴木哲也後援会	令和8年3月23日
小玉 典彦	典友会	令和8年3月31日